

三木町告示第94号

三木へき一まい助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱第28号

三木へき一まい助成金交付要綱の一部を改正する要綱

三木へき一まい助成金交付要綱（平成26年三木町要綱第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「いちごを栽培する」を「農業に従事する」に、「新規いちご就農者」を「新規就農者」に改め、同号ア中「中学生以下」を「同一世帯に満18歳以下」に改め、同号エ中「いちご」を削り、同条に次の1号を加える。

(7) 宿泊施設 旅館業法に基づく許可または住宅宿泊事業法に基づく届出を行っている宿泊施設をいう。

第3条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り上げる。

第5条第1項ただし書中「いちご」を削り、同項第1号を削り、同項第2号中「様式第2号」を「様式第1号」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「様式第3号」を「様式第2号」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「様式第4号」を「様式第3号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「様式第5号」を「様式第4号」に改め、同号を同項第4号とする。

第6条中「様式第9号」を「様式第7号」に、「様式第10号」を「様式第8号」に改める。

第7条第1項中「様式第11号」を「様式第9号」に改め、同条第2項中「様式第12号」を「様式第10号」に改める。

第8条中「様式第13号」を「様式第11号」に改め、「添えて、」の次に「期日までに」を加える。

第9条第2項中「し、」の次に「三木へき一まい助成金額」を加え、「様式第14号」を「様式第12号」に改める。

第10条中「様式第15号」を「様式第13号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条）助成金の交付要件

再生・住まいづく り助成金	交付対象者	次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 所有者等が移住者に売渡し又は貸渡しした登録物件について賃貸借契約を締結した所有者等（固定資産税額相当分助成）及び申請月から3年以上登録物件に住む意志のある移住者（家賃助成） (2) 所有者等及び移住者が3親等以内の親族でないこと。
------------------	-------	--

		(3) 申請者及び申請者が属する世帯構成員に、町税等の滞納がないこと。
	対象経費	1 賃貸借物件に係る固定資産税（土地・家屋分含む。） 2 賃貸借物件に係る家賃
	助成金額	1 固定資産税額相当分助成 助成が受けられるのは2か年とし、1年目は申請年度における年税額の全額（上限10万円）、次年度（2年目）分として当該申請年度における年税額の2分の1（上限5万円）とする。 2 家賃助成 家賃とは賃貸借契約に定められた賃借料（管理費、共益費及び駐車場使用料等を除く。）から住宅手当等住宅について事業主が従業員に対して支給する住宅に関する全ての手当を差し引いた額をいい、交付の期間は、入居月の翌月から起算して24か月を上限とする。 (1) 県外移住者 上限月額10,000円 (2) 県内移住者 上限月額5,000円
	交付申請	1 申請時期 賃貸借契約が成立した後に移住者が登録物件での居住を開始したときに申請すること。 2 添付書類 (1) 町税等の滞納がないことを証明する書類 (2) 対象となる土地及び家屋の公課証明書又は固定資産税納税通知書の写し（所有者等に限り。） (3) 賃貸借契約書の写し (4) 誓約書（様式第5号） (5) 住民票謄本（移住者に限り。） (6) その他町長が必要と認める書類
	助成金請求	固定資産税額相当分助成における請求を行う場合には、請求書（様式第13号）と合わせて、下記書類を提出すること。 (1) 固定資産税を支払ったことが分かる書類（領収書等）の写し (2) その他町長が必要と認める書類
住まい購入費助成金	交付対象者	次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 登録物件について売買契約を締結した移住者 (2) 所有者等の3親等以内の親族でない者 (3) 申請者及び申請者の属する世帯構成員に町税等の滞納がないこと。

		(4) 購入した登録物件に助成金の交付を受けた日から3年以上定住する意思のある者
	対象経費	登録物件の取得に要した費用とする。
	助成金額	登録物件の取得に要した費用の100分の5とし、30万円を上限とする。ただし、新規就農者が、空き家を取得する場合は50万円を上限とする。
	交付申請	1 申請時期 売買契約が成立した後に移住者が当該物件での居住を開始したときに申請すること。 2 添付書類 (1) 町税等の滞納がないことを証明する書類 (2) 売買契約書の写し (3) 誓約書(様式第5号) (4) 住民票謄本 (5) その他町長が必要と認める書類
宿泊費助成金	交付対象者	県外に居住する者で、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの(過去にこの助成金の交付を受けた者を除く。)とする。 (1) 町内への移住検討を目的として町内宿泊施設を利用する移住希望者で、移住フェアや直接訪問等により地域活性課を通じた本町への移住検討又は相談を行ったことがある者 (2) 町内の農家で、本町で就農することを目的とした就農体験のために、町内宿泊施設を利用する移住希望者
	対象宿泊施設	町内の宿泊施設
	助成金額	助成する金額は、宿泊施設に宿泊した際の宿泊費(ただし、標準的な1泊2日食付きの宿泊料(朝食のみ又は食事なしの場合を含む。))の実費とし、1人あたり1泊6,000円(子どもは3歳未満又は寝具を借りない場合を除く。)を上限とする。なお、1度の申請につき3泊を上限とし、4人(申請者を含む)までを上限とする。ただし、就農体験で利用する場合は、7泊を上限とする。 また、同行者については、申請者と同一世帯に属している者とし、申請者同様、本町への移住を検討している者とする。
	交付申請	1 申請時期 宿泊施設利用の前7日までに申請すること。 2 添付書類 (1) 申請者の身分証明書の写し (2) 同行者の身分証明書の写し(同行者がいる場合に限る。)

	実績報告	<p>1 報告期限 宿泊施設利用日から30日以内または申請年度の3月10日（10日が土、日、祝日の場合は直前の平日）のいずれか早い日までに報告すること</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 宿泊証明書（領収書）の写し</p> <p>(2) 就農体験受入れ証明書（就農体験で利用する場合に限る。） （様式第6号）</p> <p>(3) その他町長が必要と認める書類</p>
住まい準備支援助成金	交付対象者	<p>次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 登録物件について売買契約又は賃貸借契約を締結した移住者</p> <p>(2) 所有者等の3親等以内の親族でない者</p> <p>(3) 申請者及び申請者が属する世帯構成員に町税等の滞納がないこと。</p>
	対象経費	住まいの準備として必要な引越しや仲介手数料等に係る経費
	助成金額	対象経費の全額とし、上限は3万円とする。ただし、家賃助成の申請を行う県外移住者については上限を6万円とする。
	交付申請	<p>1 申請時期 移住者が登録物件での居住を開始したときに申請すること。</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 町税等の滞納がないことを証明する書類</p> <p>(2) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し</p> <p>(3) 住まいの準備として必要な引越しや仲介手数料等の経費が分かる証明書（領収書）の写し</p> <p>(4) 誓約書（様式第5号）</p> <p>(5) 住民票謄本</p> <p>(6) その他町長が必要と認める書類</p>
転校準備助成金	交付対象者	<p>次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 登録物件について売買契約又は賃貸借契約を締結した移住者</p> <p>(2) 町内の小学校又は中学校に転校する児童生徒がいる世帯。なお、移住後に新小学1年や新中学1年となる子どもは対象としない。</p> <p>(3) 所有者等の3親等以内の親族でない者</p> <p>(4) 申請者及び申請者が属する世帯構成員に町税等の滞納がないこと。</p>

助成金額	1 小学生1人につき3万円 2 中学生1人につき5万円
交付申請	1 申請時期 移住者が登録物件での居住を開始し、小学校又は中学校への転校が見込まれた時点で申請すること。 2 添付書類 (1) 町税等の滞納がないことを証明する書類 (2) 転入学児童生徒許可通知書の写し (3) 住民票謄本 (4) その他町長が必要と認める書類

様式第1号から様式第14号までを次のように改める。

様式第15号及び様式第16号を削る。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

年 月 日

三木町長 様

(申請者)

住 所

氏 名

印

電話番号

三木へき一まい助成金「再生・住まいづくり助成金」交付申請書

下記のとおり三木へき一まい助成金「再生・住まいづくり助成金」の交付を受けたいので、三木へき一まい助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨を理解したうえで、要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金交付申請額 金 円

「三木町空き家バンク」 登録番号（物件番号）	第 号		
空き家の住所	三木町大字		
空き家の所有者等・賃借者	住 所		
	氏 名		
空き家の賃貸借契約日	契約日	年 月 日	
入居年月日		年 月 日	
区分 (希望する助成に○)			
		固定資産税額相当分助成	家賃助成
	1年目	円	県外移住・県内移住
	2年目	円	円

年 月 日

三木町長 様

（申請者）

住 所

氏 名

㊞

電話番号

三木へき一まい助成金「住まい購入費助成金」交付申請書

下記のとおり三木へき一まい助成金「住まい購入費助成金」の交付を受けたいので、三木へき一まい助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨を理解したうえで、要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金交付申請額 金 円

「三木町空き家バンク」 登録番号（物件番号）	第 号
空き家の住所	三木町大字
空き家の売買契約日	契約日 年 月 日
入居年月日	年 月 日
空き家の取得価格	金 円

年 月 日

三木町長 様

(申請者)

住 所

氏 名

㊦

電話番号

三木へき一まい助成金「宿泊費助成金」交付申請書

下記のとおり三木へき一まい助成金「宿泊費助成金」の交付を受けたいので、三木へき一まい助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨を理解したうえで、要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金交付申請額 金 円

2 助成対象活動の内容

次の活動の中から該当するものを選び、番号に○印を付けてください。

- (1) 三木町内で住居を探す活動
- (2) 三木町内で仕事を探す活動
- (3) 三木町内への移住や就業を目的に、三木町内での視察、体験活動、研修等に参加する活動
- (4) 三木町内への移住を検討又は移住を実施するために必要な相談に係る活動
- (5) 移住活動の一環として、三木町の文化や歴史、風土、気候等を知るための活動（移住後の生活に必要な情報収集に係るものに限る。）
- (6) 三木町内で就農することを目的とした就農体験

3 宿泊概要等

宿泊期間	年 月 日 ～ 年 月 日	宿泊施設 (宿泊数)	
活動計画	(2で(○)を付けた活動の実施予定について具体的に記載ください。)		
同行者	氏名	住所	申請者との関係

年 月 日

三木町長 様

(申請者)

住 所

氏 名

㊞

電話番号

三木へき一まい助成金「住まい準備支援助成金・転校準備助成金」交付申請書

下記のとおり三木へき一まい助成金「住まい準備支援助成金・転校準備助成金」の交付を受けたいので、三木へき一まい助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に定める制度の趣旨を理解したうえで、要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金交付申請額 金 円

「三木町空き家バンク」 登録番号（物件番号）	第 号	
空き家の住所	三木町大字	
空き家の購入・賃借の別及び 売買（賃貸借）契約日	購入 契約日	・ 賃借 年 月 日
入居年月日	年 月 日	
区分 (希望する助成に○)		住まい準備助成
		県内移住・県外移住
		転校準備助成
		小学生 人
		中学生 人

年 月 日

三木町長 様

（申請者）

住 所

氏 名

Ⓜ

電話番号

三木へき一まい助成金誓約書

私は、三木へき一まい助成金の申請にあたり、下記事項を厳守履行することを誓約します。

記

- 1 申請の時点において、三木へき一まい助成金交付要綱に定める交付対象の条件を満たしています。
- 2 町から交付要件の確認のために必要な書類の提出依頼があった場合は、それに対応します。
- 3 交付決定後の事情の変更により三木へき一まい助成金交付要綱に定める交付要件のいずれかを満たさなくなった場合には、ただちに三木町に申し出ます。

就農体験受入れ証明書

1 就農希望者の概要

ふりがな 氏名	(姓)		(名)	
生年月日	年 月 日	年齢	歳	
現住所	〒			
農業経験の有無 (研修を含む)	有（研修・雇用就農・自営） ・ 無			
	作目			
	期間	年 月 日 ～ 年 月 日		

2 体験内容

(1) 概要

体験期間	年 月 日 ～ 年 月 日
体験内容	例) 収穫、作物の栽培管理、出荷調整 など

上記の内容で、就農体験として受け入れることに相違ないことを証明します。

(受入れ農家記載)

所在地	
事業者名	
代表者名	
電話番号	

年 月 日

様

三木町長

三木へき一まい助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三木へき一まい助成金について、三木へき一まい助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 決定した助成金の種類
- 2 助成金交付決定額
金 円
- 3 特記事項

（注意事項）

本決定に係る予算額が次年度以降の歳出予算において減額又は削除があった場合は、決定の変更又は取り消しを行う場合があります。

年 月 日

様

三木町長

三木へき一まい助成金不交付通知書

年 月 日付けで申請のあった三木へき一まい助成金について、三木へき一まい助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記理由により不交付となりましたので通知します。

記

- 1 助成金の種類
- 2 不交付理由

年 月 日

三木町長 様

（申請者）

住 所

氏 名

㊟

（法人の場合は、法人名及び代表者名）

電話番号

三木へき一まい助成金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった三木へき一まい助成金に係る申請内容を変更（又は中止）したいので、三木へき一まい助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 助成金の種類

2 変更（又は中止）の理由

3 変更の内容

4 助成金変更交付申請額

助成金交付申請額：金 円

既交付決定額：金 円

5 添付書類 変更内容の分かる書類（見積書等）

年 月 日

様

三木町長

三木へき一まい助成金変更等承認通知書

年 月 日付けで変更等承認申請のあった三木へき一まい助成金について、三木へき一まい助成金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

1 助成金の種類

2 交付決定額

今回の交付決定額	金	円
既交付決定額	金	円
増減額	金	円

3 特記事項

年 月 日

三木町長 様

(申請者)

住 所

氏 名

㊞

電話番号

三木へき一まい助成金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知を受けた三木へき一まい助成金について、下記のとおり三木へき一まい助成金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

1 助成金の種類

2 交付決定額 金 円

3 実績報告

宿泊費合計	金 円	宿泊費内訳	
宿泊期間	年 月 日 ～ 年 月 日	宿泊施設 (宿泊数)	
活動実績	(実施した活動実績について具体的に記載ください。)		
同行者	氏名	住所	申請者との関係

※関係書類を添えて提出すること

年 月 日

様

三木町長

三木へき一まい助成金額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった三木へき一まい助成金について、三木へき一まい助成金交付要綱第9条の規定に基づき、助成金の額が確定しましたので、下記のとおり通知します。

記

1 確定額

金 円

2 特記事項

三木へき一まい助成金請求書

(アビア 数字で記載し，頭書に㍈の記号を付し，訂正しないでください。)

金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、三木へき一まい助成金として

内 訳

上記の金額を請求します。

年 月 日

三木町長 殿

住 所 □□□-□□□□
債権者

(フリ ガナ)
氏 名

印

(法人の場合は、法人名及び代表者名)

支払の 方法	口座 振替払 <input type="checkbox"/>	銀行 (支)店									
		預金 種目	当座 <input type="checkbox"/>	普通 <input type="checkbox"/>	口座 番号						
		(フリガナ) 口座 名義									

- おねがい
- 1 該当する□の個所に✓印を付してください。
 - 2 預金口座のある金融機関の店舗名、口座番号及び口座名義を記載してください。
 - 3 請求者と受領者が委任により異なる場合は、受領権限についての委任状を添付してください。
 - 4 請求金額の内訳書は、請求書をもって本書と割印の上、添付してください。

年 月 日

様

三木町長

三木へき一まい助成金返還命令書

三木へき一まい助成金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還すべき金額 円
- 2 返還期限 年 月 日まで
- 3 返還を命ずる理由

- 4 返還方法

- 5 指令年月日及び番号 年 月 日付け 第 号
- 6 助成金の種類

- 7 助成金の交付年度
- 8 助成金の交付決定通知額
- 9 助成金の既交付額